

下請事業者 のみなさま

下請自立化補助金

(下請中小企業自立化基盤構築事業)

下請中小企業等の連携グループが、メンバー相互の経営資源を活用して行う自立化のための取組を支援します。

下請中小企業振興法に基づき、事業計画を策定し、国の認定を受ける必要があります。

共同受注用システム構築、展示会出展、設備導入等に対して、**最大2000万円の補助(補助率:2/3)**が受けられます。

新たな取引先を開拓するために必要な事業費(連携体構築費、共同システム構築費等)、販路開拓費(展示会出展費、広報費等)、試作・開発費(原材料費、機械装置費等)等の費用を補助します。

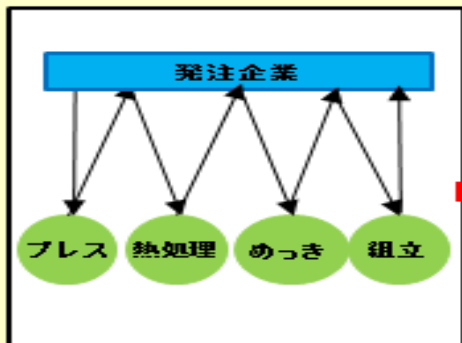
「経済産業局」が、相談窓口です。

下請中小企業振興法の基づく事業計画の申請及び補助事業の申請については、申請者の主たる事業所の所在地を所管する経済産業局で受け付けています。

▼ 以下のような取組が補助対象となります ▼

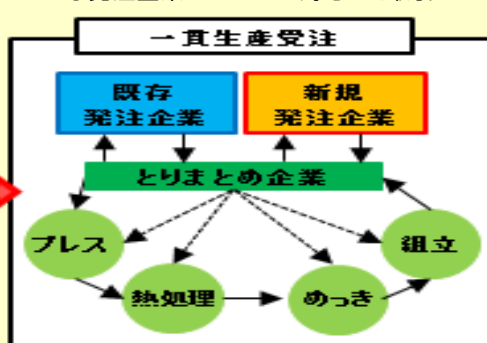
<下請中小企業自立化基盤構築事業の一例>

○従来型の取引(のこぎり型受注)



企画力
営業力
生産性の
向上

○発注企業のニーズに対応した取引



下請事業者
が自立するた
めの基盤構築

特定の親事業
者以外との取
引の獲得・拡大

上記は、一例です。下請中小企業振興法に基づく事業計画については、下記HPをご参照下さい。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/131226shitauke.htm>